

球磨村告示第16号

令和3年第3回球磨村議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年5月31日

球磨村長 松谷 浩一

1 期 日 令和3年6月7日

2 場 所 球磨村議会議場

○開会日に応招した議員

板崎 壽一君	東 純一君
犬童 勝則君	小川 俊治君
高澤 康成君	舟戸 治生君
嶽本 孝司君	多武 義治君
田代 利一君	松野 富雄君

6月8日に応招した議員

同 上

6月9日に応招した議員

〃

6月10日に応招した議員

〃

○応招しなかった議員

令和3年 第3回 球磨村議会定例会会議録(第1日)

令和3年6月7日(月曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第1号)

令和3年6月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一部事務組合議会報告
- 日程第4 承認第1号 専決処分事項報告承認について(球磨村税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第5 承認第2号 専決処分事項報告承認について(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について)
- 日程第6 承認第3号 専決処分事項報告承認について(令和2年度球磨村一般会計補正予算について)
- 日程第7 承認第4号 専決処分事項報告承認について(令和2年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について)
- 日程第8 報告第8号 専決処分事項報告承認について(和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第9 報告第9号 令和2年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 報告第10号 令和2年度球磨村一般会計予算継続費事故繰越し繰越計算書について
- 日程第11 報告第11号 令和2年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第12 議案第28号 財産の無償譲渡について
- 日程第13 議案第29号 財産の無償譲渡について
- 日程第14 議案第30号 財産の無償譲渡について
- 日程第15 議案第31号 財産の無償譲渡について
- 日程第16 議案第32号 財産の無償譲渡について
- 日程第17 議案第33号 球磨村企業立地促進施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第34号 球磨村産業振興対策事業補助金交付条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第35号 令和3年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第20 議案第36号 令和3年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第21 議案第37号 令和3年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第22 議案第38号 令和3年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 追加日程第1 議案第39号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一部事務組合議会報告
- 日程第4 承認第1号 専決処分事項報告承認について（球磨村税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第5 承認第2号 専決処分事項報告承認について（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）
- 日程第6 承認第3号 専決処分事項報告承認について（令和2年度球磨村一般会計補正予算について）
- 日程第7 承認第4号 専決処分事項報告承認について（令和2年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について）
- 日程第8 報告第8号 専決処分事項報告承認について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第9 報告第9号 令和2年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 報告第10号 令和2年度球磨村一般会計予算継続費事故繰越し繰越計算書について
- 日程第11 報告第11号 令和2年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第12 議案第28号 財産の無償譲渡について
- 日程第13 議案第29号 財産の無償譲渡について
- 日程第14 議案第30号 財産の無償譲渡について
- 日程第15 議案第31号 財産の無償譲渡について
- 日程第16 議案第32号 財産の無償譲渡について

午前10時00分開会

○議長（多武 義治君） おはようございます。本日は第3回定例会が招集されましたところ、全員ご出席です。ただいまから、令和3年第3回球磨村議会定例会を開会いたします。

会議に先立ち、3月定例会以降の行事と諸般の報告をいたします。

それぞれの行事につきましては、お手元に配付してあるとおりですので、報告書をもって報告に代えさせていただきます。

続いて、3月定例会以降の例月出納検査について、議会推薦監査委員、小川俊治君にその報告をお願いします。4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） おはようございます。3月定例会以降の例月出納検査の結果について、ご報告いたします。

令和3年2、3、4月分の結果については、報告書のコピーをお手元に配付をしておりますが、検査の結果につきましてはそれぞれ何ら不正、非違の点は見受けられず、全て適正でありました。

なお、数値等の詳細については、報告書を事務局に備えてありますので御覧ください。

以上で、例月出納検査の報告を終わります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第1、会議録署名議員の指名について、会議規則第123条の規定によって指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、3番、犬童勝則君、4番、小川俊治君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月7日から6月11日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月11日までの5日間に決定しました。

日程第3. 一部事務組合議会報告

○議長（多武 義治君） 次に、日程第3、一部事務組合議会の報告を行います。

まず、人吉球磨広域行政組合議会の報告をお願いします。10番、松野富雄君。

○議員（10番 松野 富雄君） おはようございます。令和3年第2回人吉球磨広域行政組合議

会臨時会が、5月31日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会しました。

日程第1、議席の指定では、相良村議会議員の任期満了に伴う改選により、新たに選出された議員の議席が、相良村選出の西本巳喜男議員を18番、中村重道議員を19番に指定され、併せて欠員が生じていた組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員に2名が指名されました。

日程第2、会議録署名議員の指名は、20番、中村龍喜議員、21番、赤坂修議員が指名されました。

日程第3、会期の決定については、1日限りとすることに決定しました。

次に、日程第4では、議会運営委員会委員の選任が行われ、同じく相良村議会議員の改選により欠員となっていた下球磨地区の委員の補充があり、9番、右田宣之議員（錦町）が選任指名されました。

次に、日程第5、承認第1号専決処分を求めることについて（令和2年年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正（第7号））及び日程第6、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについての2件を一括し、執行部の提案理由の説明を行い、その後、日程第5、承認第1号について補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、承認第1号については原案のとおり承認、代表監査委員に山崎信治氏（人吉市）を選任することに同意し、決定しました。

最後に、日程第7、議員の派遣については、令和3年度の議員の派遣について配付された資料のとおり実施することに決定がなされ、閉会しました。

以上、令和3年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会の会議を報告します。

○議長（多武 義治君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の報告をお願いします。3番、犬童勝則君。

○議員（3番 犬童 勝則君） おはようございます。第2回人吉下球磨消防組合議会臨時会の会議の結果を報告いたします。

5月17日月曜日、人吉下球磨消防組合本部会議場におきまして、出席者、議員8名、執行部管理者6名、職員9名、事務局3名の計26名の出席でした。

4、会議結果。

日程第1、議席の指定、1番から8番まで指定がございました。

日程第2、会期の決定、5月17日、1日と決定。

日程第3、会議録署名議員の指名、5番、錦町選出の竹田議員、6番、球磨村選出議員の犬童議員を指名。

日程第4、議案第1号人吉下球磨消防組合管理委員の選任につき同意を求めることについて、

森本管理者から球磨村選出の犬童議員を監査委員に選任することに同意と求められ、全会一致で同意しました。

日程第5、議案第2号人吉下球磨消防組合行政審査に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決されました。

日程第6、報告第1号令和2年度人吉下球磨消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、令和2年度緊急防災減災事業で高規格救急自動車整備に係る経費について、3,356万1千円の報告がございました。

日程第7、報告第2号専決処分の報告もございました。

以上で、人吉下球磨消防組合の臨時会の会議の結果を報告終わります。

○議長（多武 義治君） 以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

日程第4. 承認第1号 専決処分事項報告承認について（球磨村税条例等の一部を改正する条例の制定について）

○議長（多武 義治君） それでは、議案の上程を行います。

まず、日程第4、承認第1号専決処分の報告を上程します。

本案件について提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして、おはようございます。令和3年第3回球磨村議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中にご出席いただき、ここに6月議会定例会が開催されることに厚くお礼を申し上げます。

今回の定例会では、承認4件、報告4件、令和3年度の一般会計並びに特別会計予算案をはじめとする議案11件を上程させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、上程いただきました承認第1号球磨村税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令等が、令和3年3月31日にそれぞれ交付され、原則として同年4月1日から施行されることに伴うものでございます。

主な改正内容は、個人住民税では所得税の住宅ローン控除適用者について、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲以内で翌年度分の個人住民税から控除する措置の延長がされております。

固定資産税では、土地の評価が上昇した場合において、税負担の激変を緩和するための負担調整措置について、近年の地価の動向等、社会経済情勢の変化を踏まえ、継続することとされたこと

ころです。

また、令和2年度末で適用期限を迎える災害関連税制について、引き続き2年間適用を受けることができるよう、延長が図られることとされました。

軽自動車税では、燃費、性能に応じ税率区分を設定し、その区分を2年ごとに見直すことにより、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する目的で設けられた環境性能割について、令和2年度末が見直しの期間、時期に当たることから、目標年度が到来した令和2年度燃費基準の達成状況等を考慮し、税率区分の見直しがされたところでございます。

なお、法律改正に合わせた条文中の文言の修正、追加等を行い、3月31日に専決処分により改正いたしましたところでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（多武 義治君） 説明が終わりました。本案件について質疑はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑がありませんので、これで承認第1号の報告を終わります。

日程第5. 承認第2号 専決処分事項報告承認について（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）

○議長（多武 義治君） 次に、日程第5、承認第2号専決処分の報告を上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました承認第2号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、国において3年に一度行われる介護報酬に係る改正に合わせて関係省令について所要の改正が行われたことに伴い、球磨村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例、球磨村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、球磨村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、球磨村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、この4つの条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、各条例がそれぞれ適用する省令において、書面で行うこと

が規定されているものにつきましては、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるというたしてあります。

また、指定居宅介護支援事業者等に対し、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する処遇等を継続的に実施すること等を行うための計画の策定、職員等に対する研修の措置等を講ずるように規定するほか、省令の改正内容に合わせ所要の改正を行うものでございます。

なお、今回の改正は、省令施行日が令和3年4月1日となっていたことから、専決処分により改正いたしましたところでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（多武 義治君） 説明が終わりました。本案件について質疑はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があつており、ほかに質疑がありませんので、これで承認第2号の報告を終わります。

日程第6．承認第3号 専決処分事項報告承認について（令和2年度球磨村一般会計補正予算について）

○議長（多武 義治君） 次に、日程第6、承認第3号専決処分の報告を上程します。

本案件について提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 承認第3号令和2年度球磨村一般会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正予算では、主に決算見込みによる予算の補正を行っておりますので、その内容についてご説明いたします。

まず、歳入では、事業実績に合わせて国県支出金等を補正しておりますが、13ページの令和2年発生公共土木施設災害復旧費負担金及び14ページの堆積土砂排除事業補助金は、補助率がそれぞれ引き上げられたことから増額しております。

15ページの災害復興復旧寄付金及びふるさと応援災害復興復旧寄付金は、実績に合わせて増額し、受け付けた寄付分は災害復興基金へ積立てを行います。

歳出においては、17ページの水資源活用基金積立金は、直営林素材売払い収入から必要経費を差し引いた利益分を積み立てることとしております。

また、令和2年7月豪雨により被災した公共施設の整備や災害復旧事業等に活用した地方債の元利償還金に備えるため、歳入総額の実績を鑑み、村有施設整備基金及び減災基金へ積立てを行います。

17ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費は、実績や実績見込み合わせて補

正し、一部の事業は令和3年度へ繰り越すこととしております。

19ページの人吉球磨広域行政組合負担金は、令和2年7月豪雨により汚泥処理施設が被災したことで、し尿等の処理を外部処理することになり、経費がかさんだことから増額いたしております。

また、3月定例会で議決を頂いておりました繰越明許費は、繰越し額が変更になった事業がございましたので、第2表にお示しし、詳細についても実績に応じた起債額に補正したものを第3表にお示ししております。

そのようなことから、今回は7億2,705万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ144億6,155万8千円として3月31日に専決処分させていただいております。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（多武 義治君） 説明が終わりました。本案件について質疑はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑がありませんので、これで承認第3号の報告を終わります。

日程第7. 承認第4号 専決処分事項報告承認について（令和2年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について）

○議長（多武 義治君） 次に、日程第7、承認第4号専決処分の報告を上程します。

本案件について提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました承認第4号令和2年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

今回は、決算見込みに合わせて補正を行うものでございます。

まず、歳入では、国庫支出金に令和2年7月豪雨の災害臨時特別補助金を追加しております。

また、国県補助金の確定額に基づく補正を行っております。

繰越金については、決算見込みに合わせ補正をしております。

次に、歳出では、保険給付費について決算見込みに合わせて増額いたしております。また、国県補助金の確定に伴い、充当先の歳出、款項目の財源を組替えを行っております。

このようなことから、今回は530万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億4,617万6千円とし、3月31日に専決処分をさせていただいております。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（多武 義治君） 説明が終わりました。本案件について質疑はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑がありませんので、これで承認第4号の報告を終わります。

日程第8. 報告第8号 専決処分事項報告承認について（和解及び損害賠償額の決定について）

○議長（多武 義治君） 次に、日程第8、報告第8号専決処分の報告を上程します。

本案件について提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました報告第8号については、令和3年3月8日午前11時15分頃、林道大瀬線の球磨村大字大瀬641番地2付近の路上で発生した物損事故に関する和解及び損害賠償額に関する専決処分事項でございます。

この事件は、個人所有車の軽乗用車が、林道大槻線を高沢地区へ向かう際、ひび割れた路面上を通行したところ、路面の舗装部分が剥がれ跳ね上がったため、車両下部に衝突し破損したものでございます。

この件に関しましては、令和3年4月4日に村側の過失100%で損傷させた車両修繕料の損害賠償金を12万4,751円とし、また、当該賠償額を本村から支払うことにより、双方とも裁判上、または裁判外において一切異議申立て請求を行わないとする示談が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により先決処分させていただいたものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（多武 義治君） 説明が終わりました。本案件について質疑はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑がありませんので、これで報告第8号の報告を終わります。

日程第9. 報告第9号 令和2年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第9、報告第9号令和2年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を上程します。

本案件について提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました報告第9号令和2年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

令和2年度の繰越明許費につきましては、令和2年度一般会計第11回補正予算書の第2表繰越明許費及び令和2年度一般会計第12回補正予算書の第2表繰越明許費補正でお示した事業を議決及び専決処分いたしております。

これらの事業は、年度内において支出を終わらない見込みであるため、繰越しの設定をお願いしたものでございますが、会見年度を終了しまして、実際に繰越し使用を必要とする額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

○議長（多武 義治君） 説明が終わりました。本案件について質疑はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑がありませんので、これで報告第9号の報告を終わります。

日程第10. 報告第10号 令和2年度球磨村一般会計予算継続費事故繰越し繰越し計算書について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第10、報告第10号令和2年度球磨村一般会計予算継続費事故繰越し繰越し計算書の報告を上程します。

本案件について提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました報告第10号令和2年度球磨村一般会計予算継続費事故繰越し繰越し計算書について報告を申し上げます。

今回、事故繰越し報告をさせていただきます防災行政無線施設整備事業は、令和元年度から令和2年度にかけて継続費を設定し事業を進めておりましたが、令和2年7月豪雨による工事休止や整備途中の屋外支局が被災するなど、工事に不測の日数を要したことにより、当初の期間内に事業完了ができないため、繰越し措置を取るものであり、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

○議長（多武 義治君） 説明が終わりましたので、本案件について質疑はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑がありませんので、これで報告第10号の報告を終わります。

日程第11. 報告第11号 令和2年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越し計算書について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第11、報告第11号令和2年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越し計算書の報告を上程します。

本案件について提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました報告第11号令和2年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越し計算書について報告を申し上げます。

令和2年度の繰越明許費につきましては、令和2年度簡易水道特別会計第4回補正予算書の第2表繰越明許費でお示した事業を議決いただいております。

この事業は、年度内において支出を終わらない見込みであるため、繰越しの設定をお願いしたものでございますが、会計年度を終了しまして、実際に繰越し使用を必要とする額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

○議長（多武 義治君） 説明が終わりました。本案件について質疑はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑がありませんので、これで報告第11号の報告を終わります。

日程第12. 議案第28号 財産の無償譲渡について

日程第13. 議案第29号 財産の無償譲渡について

日程第14. 議案第30号 財産の無償譲渡について

日程第15. 議案第31号 財産の無償譲渡について

日程第16. 議案第32号 財産の無償譲渡について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第12、議案第28号から日程第16、議案第32号までは、財産の無償譲渡で関連がありますので、5議案を一括して上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました議案第28号から議案第32号財産の無償譲渡について提案理由をご説明申し上げます。

本村への定住促進を図る目的で造成整備しました渡一勝地団地の5区画につきまして、本年度、その契約者に無償で譲渡を行うものでございます。

現在は、賃貸借契約により貸付けを行っている当該地ですが、契約時に締結した覚書により、契約後15年を経過した日以降に、球磨村から無償で譲渡することができるとしております。

村有財産であります用地を無償にて譲渡するにあたりまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決が必要となりますので、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

日程第17. 議案第33号 球磨村企業立地促進施設設置条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第17、議案第33号球磨村企業立地促進施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第33号球磨村企業立地促進施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

渡レンタルオフィスにつきましては、企業立地促進を目的に、JR肥薩線渡駅敷地内に設置された施設ですが、令和2年7月豪雨での浸水被害により、継続して使用することができないため、令和3年度に解体を予定しております。

このことから、同施設の名称や設置場所を球磨村企業立地促進施設設置条例の別表に定めてきましたので、現況に合わせ別表の項を削除するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第18. 議案第34号 球磨村産業振興対策事業補助金交付条例を廃止する条例の制定
について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第18、議案第34号球磨村産業振興対策事業補助金交付条例を廃止する条例の制定を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第34号球磨村産業振興対策事業補助金交付条例を廃止する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

球磨村産業振興対策事業補助金交付条例につきましては、昭和46年9月に産業振興事業に要する経費の一部を補助することによって、農林課の経済力の向上を資することを目的に制定されております。

球磨村産業振興対策事業は、交付条例、交付規則、交付要項をそれぞれ規定しておりますが、条例と要項の内容が一部重複していることから、今回、補助金交付手を整理することとし、球磨村産業振興対策事業補助金交付規則及び要項をもって事業制度の一本化を図るため、球磨村産業振興対策事業補助金交付条例を廃止するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第19. 議案第35号 令和3年度球磨村一般会計補正予算について

日程第20. 議案第36号 令和3年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

日程第21. 議案第37号 令和3年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第22. 議案第38号 令和3年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第19、議案第35号から日程第22、議案第38号までは、令和3年度の一般会計及び特別会計の補正予算ですので、4議案を一括して上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました議案第35号から議案第38号令和3年度一般会計並びに各特別会計補正予算について提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第35号令和3年度球磨村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回は、緊急かつ必要な予算の補正を計上させていただいております。

まず、歳出の内容をご説明いたしますと、4月の人事異動に伴い、各費目で人件費の補正を行っております。

12ページの土地購入費は、現在、一勝地地区簡易水道の水源地が黄檗水源地のみであり、黄檗水源地が自然災害等により被災をした場合は、一勝地地区簡易水道区内への送水ができなくなるため、黄檗水源地に代わる水源を確保し、整備を行うため、岳本地区の土地を購入することとしております。

同じく12ページの二酸化炭素排出抑制対策事業計画策定業務委託料は、国の補助を活用して脱炭素の村づくりを、計画的、段階的に進めるため、村の全体的な構想を策定するものでございます。

また、村有施設解体撤去工事は、現在のさくらドーム一带に災害公営住宅を整備するため、さくらドームの解体費を計上するとともに、現在、さくらドーム横にコンテナ式の会議室を設置しておりますが、それを一王子団地跡地に移設し、移設後は新たにコンテナ式の会議室を追加設置することで、会議室等の場所を確保し、新型コロナウイルス感染症対策の3密の回避にもつなげてまいります。

14ページでは、県の交付金を活用して、令和2年7月豪雨の被災者の方々が仮設住宅等から民間賃貸住宅や公営住宅に転居される際の初期費用を助成することで、被災者支援に取り組むとともに、国の交付金を活用して低所得の子育て世帯に対し、生活支援特別給付金を給付し、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を緩和することとしております。

同じく14ページの災害見舞金は、令和2年7月豪雨により被災者の方々に、令和2年度から令和4年度で支給する予定とし、令和3年度当初予算で令和3年度に支給する1世帯当たり20万円を計上してありましたところ、懸案事項の一つであった財源の確保について、令和2年度の歳入実績において公共土木施設災害復旧費の補助率が100%となるなど、災害見舞金を支給する財源のめどが立ったことにより、令和4年度に支給を予定していた残りの20万円も一括して支給するための予算を増額しております。

15ページの予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種を個別接種のみと予定していましたが、ワクチン接種を迅速に進めるため、新たに集団接種を実施するための予算を補正しております。

17ページでは、農産漁村振興交付金を活用し、球磨村一勝地チャレンジ協議会が、黒白地区のヤマメ養魚場の空き水槽にスポンの養殖を行う事業を展開するための貸付金を計上するとともに、観光費では県の補助を活用して、田舎集落ツーリズム商品化事業等に取り組み、観光資源の掘り起こしや磨き上げを図ってまいります。

19ページでは、現在、一勝地小学校グラウンドに渡小学校仮設校舎を設置していますが、児童の学習環境改善のため、球磨中学校敷地内へ新たな2階建ての仮設校舎を設置し、使用を開始する令和4年1月から3月までのリース料を計上するとともに、球磨中学校校舎の空き教室を渡小学校の職員室へ改修する工事費を補正しております。

また、新たな渡小学校仮設校舎の建設設置により、解体することとなっている球磨中学校技術室を新設する工事費も計上しております。

次に、歳入につきましては、国県支出金は事業費に合わせて補正をするとともに、繰入金は災害見舞金の財源として財政調整基金を、また、球磨中学校技術室新設工事の財源としては、村有施設整備基金を、それぞれ繰り入れることとしております。

10ページの球磨村第3セクター経営改善資金貸付償還金は、球磨村ふるさと振興公社への貸付金の残額全てを償還する予算を計上しております。なお、一般財源として普通交付税を追加しております。

また、先ほどご説明しましたが、球磨中学校敷地内に渡小学校の仮設校舎を設置しますが、仮設校舎の契約が5年間のリース契約となるため、新たに債務負担行為を設定し、5ページの第2表にお示ししております。

このようなことから、今回の補正予算は3億864万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ61億7,364万8千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第36号令和3年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回は、個人所得税の見直しに伴う国民健康保険システムの改修が必要となりましたので、補正を行っております。

歳入では、システム改修の財源である特別調整交付金として、県支出金を増額補正しております。歳出では、総務費を増額補正しております。

このようなことから、今回は105万6千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億1,155万6千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第37号令和3年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、令和2年7月豪雨災害により被災された被保険者につきまして、熊本県後期高

齡者医療広域連合から保険料の減免が決定され、還付を行うため補正を行っております。

歳入では、保険料還付の財源として繰入金を増額補正しております。歳出では、諸支出金を増額補正しております。

このようなことから、今回は70万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5,920万2千円とする予算を編成したところでございます。

最後に、議案第38号令和3年度球磨村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、高額介護サービス等高額介護サービス費の制度の見直しに伴いシステム改修が必要となりましたので、補正を行っております。

まず、歳入につきましては、一般財源として繰越金を増額補正しております。歳出につきましては、総務費においてシステム改修に伴う委託料を増額補正しております。

このようなことから77万7千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億5,499万4千円とする予算を編成したところでございます。

以上、令和3年度一般会計並びに各特別会計補正予算についてご説明申し上げます。ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

追加日程第1. 議案第39号 工事請負契約の締結について

○議長（多武 義治君） お諮りします。ただいま村長から議案第39号工事請負契約の締結が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として上程したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。議案第39号を日程に追加し、追加日程第1として上程することに決定しました。

議案を調整の上、職員に配付させます。

〔追加日程議案配付〕

○議長（多武 義治君） 議案の配付が終わりましたので、追加日程第1、議案第39号工事請負契約の締結を上程します。

本案件について提案者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第39号工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

去る5月28日、11社において指名競争入札を行い、契約金額7,073万円で光進建設株式会社人吉支店が落札しました7月豪雨被災家屋等解体撤去工事につきまして、予算予定価格が

5,000万円以上となるため、球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

工事は、令和2年7月豪雨により被災した特別養護老人ホーム千寿園を公費解体するもので、工事の主な内容は鉄筋コンクリート構造建、延べ床面積3,569平米の解体に加え、その建物に付随している設備、浄化槽などを撤去いたします。

現在は仮契約中で、工期は令和3年10月15日までを予定しております。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（多武 義治君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、明日6月8日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午前10時46分散会
